

香川県外で受診された健康診査等の費用助成（払戻）について

里帰り出産などの理由で、香川県外の医療機関等で妊婦一般健康診査等を受診した場合、実費を自己負担した後に、公費負担額を上限として保険外の健診費用の一部または全額を助成（払戻）します。

1 県外の医療機関等での受診について

- (1)受診した医療機関等の窓口にて、受診票と医療機関長宛文書を提出する
- (2)健診にかかった費用を実費でお支払いする（領収書・明細書・各健診の受診票を必ず受取り、保管）

2 対象となる健康診査

健診種類	様式	健診時期	申請に必要な注意事項
妊婦一般健康診査	様式①	妊娠中	受診者名、診察所見・連絡事項・受診年月日・医療機関住所・名称・担当医師の記載が必要です。
	様式②		
	様式③		
	様式④		
	様式⑤		
産婦健康診査	様式⑥ 様式⑦	産後8週間以内 (通常 2週間・1か月)	受診票の3つの質問票の実施が必要です。
新生児聴覚検査	様式⑧ 様式⑨	生後3か月以内	自動聴性脳幹反応（自動 ABR）による検査に限る。 ※受診票または領収書・明細書に、検査方法の記載があるもの
1か月児健康診査	様式⑩-1	生後28日から41日まで	診察所見・特記事項・指導内容・質問票等の記載が必要です。※R6.4.1以降、母子手帳交付者のみ

3 申請期限

健康診査受診日から1年以内に、こども課に申請してください。(祝日を除く月～金曜日 8:30～17:00)

4 申請に必要な書類

- (1) 申請書兼請求書（こども課窓口で配布、ホームページからもダウンロードできます）
- (2) 受診した医療機関又は助産院の領収書及び明細書(レシート、コピーは不可)
- (3) 各種健診受診票(受診分の枚数必要) ※申請に必要な記載事項に漏れがないか確認してください。
- (4) 母子健康手帳（健診記録のコピーをこども課でとります）
- (5) 申請者名義の金融機関名・口座番号が分かるもの（コピーをこども課でとります）
※電子通帳の場合は、名義等の確認ができる画面のスクリーンショットのコピーを持参してください

5 注意事項

- (1)助成の上限額は、受診年度により変更する場合があります。実費が上限額以下の場合は健康診査にかかった費用の額とします。
- (2)香川県内で転居された場合は、受診日に住所のあった市町へ請求してください。県外に転出された場合は、対象外となります。
- (3)健康保険診療や公費負担以外の検査、証明書の経費等健診以外の費用は、対象外となります。